

3.11被災地は

厚労省3.12通知を

いかすことができたのか？

○加藤昭一¹ 登川敬宗²

1)宮古薬剤師会

2)あけぼの薬局大橋店

日本災害医学会

COI開示

筆頭発表者：加藤 昭一

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある
企業などはありません。

目的

3. 1 1 大津波の翌日、薬機法第49条第1項に基づいて常用薬を流失した被災者への服薬支援を求めた厚労省通知^{#1}

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取り扱いについて（以下、通知）

が被災地でどのようにいかされていたのかを探り、来るべき次の災害に必要な備えを検討して報告する。

#1) .平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取り扱いについて *2011.3.12

(2) 正当な理由について

薬機法第49条1項に規定する正当な理由とは、次に掲げるものであり。この場合においては、医師等の処方箋なしで販売を行っても差し支えないものであること。

①大規模な災害時において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等から処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合

対象・方法

2020年に宮古薬剤師会が会員31薬局を対象に実施した“**薬剤師のための災害対策マニュアル**”^{*1}活用状況調査^{*2}の服薬支援に関する質問及び2011年3月分の岩手県レセプト件数前年度比較を分析し課題を検討した。

1. マニュアル活用調査調査の設問内容と分析

- (1) いつ厚労省の通知を知ったか？
- (2) 常用薬を求めて来局した被災者への調剤
- (3) 服薬支援に必要な備えのチェックリスト

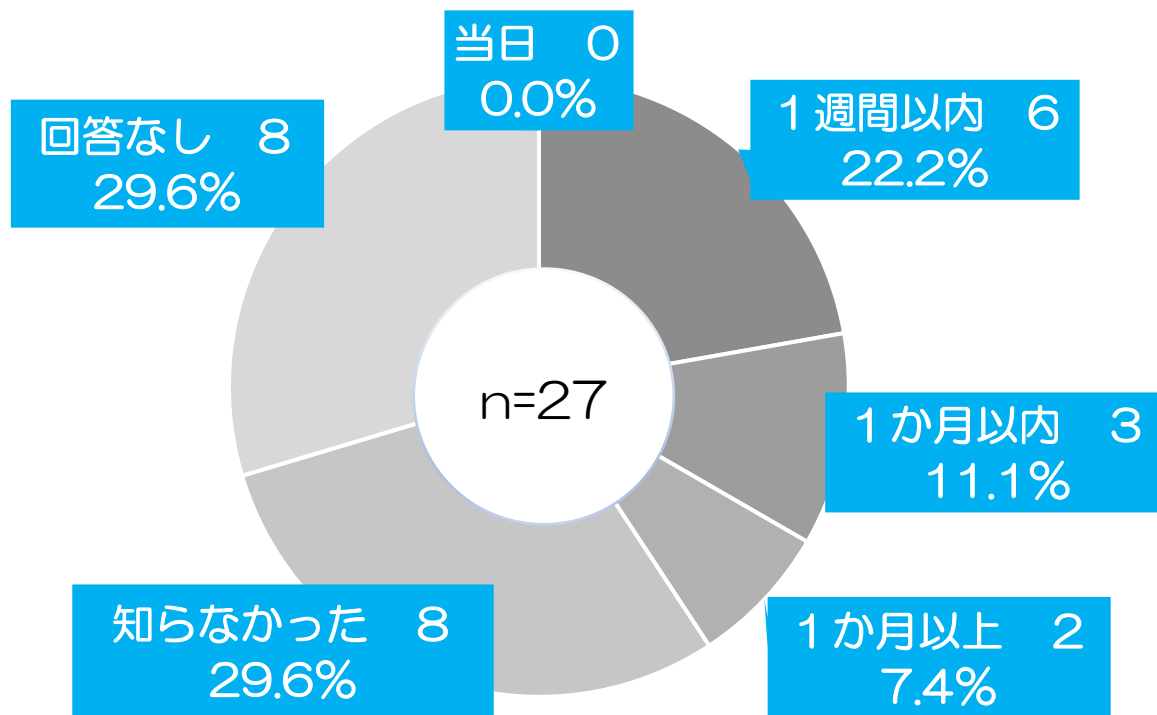
2. 2011年3月の岩手県レセプト件数前年度比較

*1) 平成23年度厚生労働科学研究「薬局および薬剤師に関する災害対策マニュアルに関する研究」班作成

*2) 質問数57・回収率100% * 第53回日本薬剤師会学術大会で報告

結果

1. (1) いつ厚労省の通知を知ったか？



当時開設27薬局（全壊5・半壊5・一部損壊3）

結果

1. (2) 常用薬を求めて来局した被災者への調剤

27薬局中、14施設に被災者が来局
うち6施設（42.9%）が1ヶ月以上“通知”を知らずに対応していた。

	対応の内訳（複数回答あり）	対応人数			計	通知を1カ月以上 知らなかった
		1~50人	51~99人	100人以上		
薬局数	① 医師の指示を受けてから調剤	8	0	4	12 (85.7%)	6
	② 医師の指示がなく渡せなかった	4	0	2	6 (42.9%)	5
	③ 医師の指示なしで渡した	4	0	1	5 (35.7%)	3

結果

1. (3) 服薬支援に必要な備えのチェックリスト

回答14薬局 (45.2%)

チェック項目の内容 (複数選択可)	被災区分別薬局数					総数 (31)	
	全壊 (5)	半壊 (5)	一部損壊 (3)	被害なし (14)	未開局 (4)		
①処方薬剤の標準化と同効薬への切り替えの取り決め	3	3	1	4	1	12	38.7%
②卸の流通在庫を活用した備蓄	3	2	0	2	0	7	22.6%
③地域災害医療対策会議	1	3	0	1	1	6	19.4%
④災害拠点薬局の整備	2	3	0	1	0	6	19.4%
⑤薬剤師チームによる服薬支援	1	3	0	2	0	6	19.4%
⑥厚労省通知が届かない場合の取決め	0	2	1	1	0	4	12.9%
⑦中断リスクに応じたかかりつけ薬局の服薬支援	2	1	0	0	0	3	9.7%
⑧調剤や薬事トリアージに関する取決め	1	1	0	1	0	3	9.7%
⑨サーモンケアネット*1 の活用	0	0	0	0	0	0	0.0%
⑩自由記載	0	0	0	0	0	0	0.0%

*サーモンケアネット：震災後に宮古圏域で構築された医療・介護・福祉の情報共有システム

結果

2. 岩手県の2011年3月レセプト件数前年度比較

(1) 医科分レセプト **13.7**万件減 (14.3%)

支払基金6.3万減 (15.7%) + 国保7.4万減 (13.3%)

* 東日本大震災への対応について / 厚生労働省保険局 (2011.7.21) より

(2) 推測される要因

1) 救護所で使用された薬希望患者の診療録 **11,970**枚 * 発災～3週目

発災～1週目2276枚 + 2週目5313枚 + 3週目4381枚 * 全診療録の40.1%

* 東日本大震災医療救護活動診療分析報告書 (2015.3) より

2) 県人口 **10,193**人減 * 前年比較 (3月31日時点)

2021年13,450,07人 - 2022年13,348,14人 = 10,193人

* 岩手県住民基本台帳より

考察

- 2019年の薬剤師法第25条／薬機法第9条の改正で「薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握」及び「薬学的知見に基づく指導」が義務化された。“通知”が届かない事態でも、薬機法第49条第1項に基づいた服薬支援が薬剤師／薬局の責務となっている。
- 医薬分業が進み薬局が地域医療に欠かせないインフラとなっている。救護所や避難所等での処方は、限られた医療資源の中での応急的なものであることをかかりつけの薬局に周知し、服薬中断リスクに応じた積極的な継続支援を啓発していく必要がある。
- 3.11で見逃されていた患者の薬事トリアージを組織的に行い、いつもの薬を渡せる仕組みを地域として備えておけば、災害保健医療に薬剤師ならではの新たな貢献ができる。

結語

薬局が災害時にいつもの薬を調剤して渡せる、組織的な備えが必要である。

ご清聴ありがとうございました。